

後期高齢者医療制度からのお知らせ

制度の見直し・

保険料軽減特例について

■問合せ 住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)



均等割の軽減割合の見直し

保険料均等割軽減の割合が見直しされました。

■令和元年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員の所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減



■令和2年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員の所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

均等割2割・5割軽減の範囲の見直し

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減の所得判定基準が見直しされました。

■令和元年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



■令和2年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは…

前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

均等割 1人当たりの額 年額 52,048円	+	所得割 本人の所得に応じた額 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 限度額 64万円 100円未満切り捨て
--	----------	--	----------	--

※1年間の保険料の上限額は、64万円になります。

令和2年度の年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	5,600円増
168万円	7.75割	28,100円	4,700円増
196万円	5割	73,200円	2,600円増
196.5万円	5割	73,700円	12,500円減
219万円	2割	114,100円	4,100円増
220万円	2割	115,200円	5,900円減

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、 妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区 分	均等割 軽減	令和2年度	前年度比
80万円	夫	7割	15,600円	5,600円増
	妻		15,600円	5,600円増
168万円	夫	7.75割	28,100円	4,700円増
	妻		11,700円	4,200円増
224万円	夫	5割	103,900円	3,700円増
	妻		26,000円	900円増
225万円	夫	5割	105,000円	11,400円減
	妻		26,000円	14,100円減
270万円	夫	2割	170,100円	6,100円増
	妻		41,600円	1,500円増
272万円	夫	2割	172,300円	3,900円減
	妻		41,600円	8,600円減

国民健康保険からのお知らせ

国保は、加入者の皆さんが負担している保険税により運営していますが、皆さんがより支えあえる制度としていくために、今年度から次のように改正されました。

■所得の少ない世帯への保険税軽減措置の拡充

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。このうち、5割と2割の基準額が引き上げられました。

① 5割軽減の拡大

これまで 基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数 ※ 以下 → 改正後 基準額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 ※ 以下

② 2割軽減の拡大

これまで 基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数 ※ 以下 → 改正後 基準額 33万円 + 52万円 × 被保険者数 ※ 以下

③ 7割軽減は変更ありません

これまでと同じ 基準額 = 基礎控除額 33万円

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含みます。

■国保税の課税限度額が変わります

国保税は、加入者の所得などに応じ、基礎賦課額（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40～64歳の加入者のみ）をそれぞれ計算し、合算したもので、それぞれ課税の上限が設定されています。これを課税限度額（打ち切り額）といいます。

高所得者に応分の負担を求める目的で、昨年、国の課税限度額が改正されました。町でも令和2年度から国保税の課税限度額を改正します。

なお、保険税率の改正は行いません。

改正後の課税限度額は右のとおりです。

※後期高齢者支援金分と介護納付金分は変わりません。

区 分	改正前	改正後
基礎賦課額（医療）分	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
計	93万円	96万円

■問合せ 税務財政課税務グループ（☎ 74-3003） / 住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）